

特定秘密保護法の制定に反対する会長声明

2013（平成25）年10月25日、政府は、特定秘密保護法案（以下「本法案」という。）を閣議決定し、同11月7日より本法案は衆議院本会議において審議入りしている。

当会は、政府が設置していた「秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議」により公表された「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」にて示された法制案（以下「法制案」という）に強く反対する旨の意見を既に表明している（2012年10月10日付け釧路弁護士会会長声明）。

その理由として、法制案は、国民の知る権利を制約するものであること、恣意的な情報隠しが懸念されること、処罰範囲が曖昧であること、適正評価制度に関してはプライバシー権や思想良心の自由の侵害の問題があること、等を指摘した。

また、情報漏洩による被害の防止のためには情報の物的管理を適切に行えば足り、むしろ、より充実した情報公開制度の実現を期すべきとの提案も行った。

しかし、本法案においても、当会が指摘した問題点の根本的な見直しがなされているとは言い難い。

まず、秘密指定に関しては、優れた識見を有するものの意見を聞いて基準を定めるものとされたが（18条1項、2項）、実際に行われる個々の秘密指定についてチェックする機能はなく、恣意的な秘密指定がなされ得る恐れは依然残る。

次に、有効期間が通じて30年を超えることとなる時は、内閣の承認を要件としているが（4条3項）、指定が恒久化する危険性は否定できない。内閣の承認により秘密指定が恒久化する、ということは主権者たる国民の代表者からなる国会に対し行政が優位にたつものであり、この点からも国民主権に反するものである。

また、秘密会で提供された特定秘密に関わる政治問題について、秘密を提供された国会議員が秘密会の出席議員ではない同僚議員や秘書、ブレーン等に相談したり検討を持ちかけることが処罰の対象になってしまう。このような制約は国会議員の国政調査権の否定であり、行政が国会を支配することになるものである。

更に、知る権利については十分に配慮しなければならないとされ（21条1項）、専ら公益を図る目的による取材行為を正当な業務とする規定を設けたが（21条2項）、これらの規定も抽象的な訓示規定に過ぎず、報道又は取材の自由が担保される保障はない。「専ら公益を図る目的」という主観的要件に至っては、その有無は捜査側が判断によりいかようにも解釈しうる。すなわち、恣意的な解釈・運用によ

って取材者が捜査対象となることに変わりはなく、それだけで取材に対する萎縮効果は測り知れない。

以上のとおり、依然として本法案が国民の権利を侵害する危険性は高いという他はなく、これらの危険性が払拭されないまま閣議決定がなされ、国会で審議されていることは極めて遺憾である。当会が従前から主張しているとおり、まずは情報管理全体の適正化を図るべく公文書管理法や情報公開法の改正こそが先行すべきであり、本法案が制定されることには強く反対する。

2013（平成25）年11月12日

釧路弁護士会

会長 斉藤道俊